

## 平成30年度保育の仕事職場体験事業 受入事業者登録要領

### 1 事業名

平成30年度保育の仕事職場体験事業

### 2 登録の趣旨

本事業は、保育士を目指す、又は保育の仕事に興味を持っている都内の高校生を対象に、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深めることを目的とする。

については、高校生に対し職場体験の機会を提供する事業者の登録を行う。

### 3 実施スケジュール

3月26日(月)	募集案内・登録受付開始
5月10日(木)	登録受付期限
5月18日(金)	受入事業者の決定
5月21日(月)	受入施設公表、体験申込方法の周知・申込受付開始

### 4 受入事業者

東京都内で認可保育所、認証保育所又は認定こども園を運営する者であって、下記の条件をすべて満たしていること。

- (1) 職場体験の受入れを希望する施設(以下、「受入施設」という。)は、開設後1年以上経過していること
- (2) 受入施設は、応募日から起算して過去1年間に、労働基準法等の労働関係法令、社会福祉法、児童福祉法、学校教育法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられていないこと
- (3) 受入施設は、応募日から起算して過去1年間に、社会福祉法、児童福祉法、学校教育法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく改善等の命令又は指定の取り消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと
- (4) 受入施設は、社会福祉法、児童福祉法、学校教育法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置をとり、報告を行っていること

### 5 登録にかかる事業内容

#### (1) 体験受入期間

平成30年7月23日(月)から平成30年8月31日(金)まで

#### (2) 実施方法

- ① 受入施設は、「受入施設情報」(様式1)及び「受入詳細情報」(様式2)を作成し、東京都保育人材・保育所支援センター(以下、「センター」という。)に提出する。作成は受入施設ごとに行うこととし、また体験実施日を複数回設ける場合は、実施日ごとに「受入詳細情報」を作成すること。
- ② センターは提出された「受入施設情報」及び「受入詳細情報」を確認し、受入施設として承認した場合に、職場体験インターネット検索システムに公開する。

- ③ 参加を希望する高校生は職場体験インターネット検索システムから受入施設を検索し、在学する高校を通じて参加申込みを行う。センターはその調整・決定を行い、受入施設と参加を希望する高校生（以下「参加高校生」という。）に参加決定を通知する。なお、体験希望者がいない場合もあり得る。
- ④ 体験2日目終了後、受入施設は、参加高校生から「体験報告書」の提出を受け、講評を記入し、当日中に参加高校生に対しフィードバックする。
- ⑤ 受入施設は、「**実施報告書**」（様式3）を作成し、体験費用の請求に合わせてセンターに提出し、実施状況の報告を行う。

### （3）受入対象者

保育の仕事に興味・関心のある東京都内の高校に在学する者

### （4）受入人数

- ① 1施設1回につき3名を基本とする。ただし、受入施設の状況により、3名以下/以上に設定することは差支えない。
- ② 上記4の受入期間中であれば、2日間を1回として、何回でも登録できるものとする。

### （5）受入日数

体験日数は2日とする（連続する2日でなくても可）。

### （6）受入時間

- ① 日勤時間帯として、1日当たり5時間から8時間までとする。
- ② 開始時間及び終了時間は、受入施設が決めた時間とする。

### （7）体験内容

受入施設は、以下の体験を組み合わせる参加高校生に行わせることとする。

- ① 参加高校生の自己紹介、園内オリエンテーション
- ② 園児たちの遊びの補助
- ③ 園児たちの食事、着替え、排せつ、午睡等の補助
- ④ 製作や記録の作成等事務補助
- ⑤ 現役保育士との交流会
- ⑥ 振返り

### （8）参加高校生との連絡・調整

- ① 前日（土日・祝日除く）までの連絡については、原則的にセンターを通じて行うこととする。
- ② 体験当日の連絡については、受入施設と参加高校生が直接行うこととし、その内容を受入施設は速やかにセンターに報告する。

### （9）細菌検査等

- ① センターは、参加高校生全員に対し、細菌検査を実施する。
- ② 指定された期日までに細菌検査を受けなかった場合又は検査結果で陽性が出た場合、当該高校生は参加不可とする。検査結果が陽性であった場合のみ、センターから参加高校生及び受

入施設に連絡する。ただし、受入施設の希望がある場合は個別に対応する。

- ③ 事前の検査は細菌検査のみとし、麻しん及び風しんの予防接種及び健康診断は行わない。

(10) 体験に伴う事故等への対応

- ① センターは、参加高校生が体験中の事故等により生じた損害を補償する保険に加入する。
- ② 事故があった場合、受入施設は速やかにセンターに報告し、適切な対応をとること。

(11) 体験費用

- ① 体験費用は1人につき1日5,000円(税込)とする。
- ② 受入施設は、「**体験経費請求書**」(様式4)によりセンターに体験費用を請求する。請求書は、平成30年9月7日(金)までに提出すること。
- ③ センターは、受入れ施設からの請求書をもとに9月末日までに受入施設に体験費用を支払うこととする。
- ④ 参加高校生の体験に最低限必要な物品購入費は、参加高校生から受入施設が直接徴収するものとし、受入施設は参加高校生に対し、領収証を発行すること。原則的に昼食代等必要が生じた経費は1日ごと徴収するものとする。
- ⑤ 交通費は参加高校生の自己負担とする。
- ⑥ 参加高校生は上記④、⑤以外に体験にかかる費用は負担しないものとする。
- ⑦ なお、参加高校生に対する体験にかかる賃金は支給されないものとする。

(12) 個人情報の取扱いについて

- ① 参加高校生の緊急連絡先等の個人情報は、予め本人の同意を得た上で、センターより受入施設に報告する。受入施設はこれを適切に管理し、事業終了後速やかに破棄すること(検査結果が陽性であった場合等の細菌検査の結果を含む。)
- ② その他、本事業における個人情報の取扱いは、受入施設の個人情報保護規定に基づき適正に管理するものとする。
- ③ 参加高校生が体験中に知り得た情報の取扱いについては、本事業の同意書によるものとする。

(13) その他

- ① 体験は、実習とは異なることから、受入施設は参加高校生の評価はしないこととする。
- ② 天災等やむを得ない事情により、体験を実施することが困難とされる場合は、原則的にセンターにおいて体験実施日前日の午後5時までに実施の可否を判断し、参加高校生及び受入施設に連絡する。なお、実施の可否は1日目・2日目それぞれで判断する。体験実施日に受入れができなかった場合は、原則的にセンターが仲介し振替に向けた調整を行う。
- ③ 参加高校生は、事前に都内指定保育士養成施設協力のもと実施するオリエンテーションに参加する。そのため、受入施設による個別の事前オリエンテーションは実施不可とする。

6 登録手続き

(1) 登録期間

平成30年3月26日(月)から5月10日(木)まで

## (2) 登録方法

- ① センターホームページ「保育の仕事 職場体験事業(高校生向け)」から「受入施設情報」及び「受入詳細情報」をダウンロードし、必要事項を入力の上、メールにてセンター(hoijinc@tcsw.tvac.or.jp)に提出する。
- ② センターは上記①のメールを受信した際、「受入施設情報」及び「受入詳細情報」を受受した旨をメールにて受入施設に連絡する。

## (3) 登録結果

センターは、提出された「受入施設情報」及び「受入詳細情報」を確認し、受入施設として承認した場合、5月18日(金)付で文書にて通知する。また、それらの受入保育施設の情報は、職場体験インターネット検索システムに5月21日(月)付で公開する。

### <問い合わせ先>

東京都保育人材・保育所支援センター

(社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター内)

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階

TEL:03-5211-2912 FAX:03-5211-1494

E-mail:hoijinc@tcsw.tvac.or.jp

ホームページ: <http://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/hoiku/kokosei.html>

(「ホイクマ」で検索)